

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和6年2月22日

島田法律事務所

弁護士 沖田美恵子 殿
同 圓道 至剛 殿
同 金澤 直人 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年1月24日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

- ① A社が新たに設けようとする丙営業所において、建設業許可を受けた業種に係る建設工事を行うに当たっては、軽微な建設工事のみを請け負うこととしている場合であっても、丙営業所に専任の技術者を置いたうえで、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第1項の規定に基づき、営業所として届け出る必要がある。
- ② A社は、甲営業所の専任の技術者が不在となった場合には、建設業法第11条第1項の規定に基づき新たな専任の技術者に係る届出を行う必要があり、届出を怠ると同法違反となる。
なお、甲営業所で締結した請負契約に係る建設工事の施工を乙営業所で行うことは同法の規定に反するものではないが、当該請負契約の履行に係る行為については甲営業所にて行う必要がある。

2 見解及び根拠

- ① 建設業者は、建設業法第11条第1項の規定に基づき、建設業を営むすべての本店又は支店もしくは常時建設工事（軽微な建設工事を含む）の請負契約を締結する事務所を営業所として届け出る必要がある。また、同法第7条第2号に基づき、営

業所ごとに専任の技術者を置く必要がある。

したがって、A社が許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを請け負う丙営業所においても、専任の技術者を置いたうえで、営業所として届け出る必要がある。

- ② 建設業者は、建設業法第7条第2号に基づき、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を担保するために、専任の技術者を、各営業所に配置する必要がある。営業所の専任の技術者が不在となった場合には、同法第11条第1項の規定に基づき新たな専任の技術者に係る届出を行う必要があり、届出を怠ると同法違反となる。